

# 農林水産省共通申請サービス (eMAFF)

## ① eMAFFにログイン後、「手続を探す」をクリックし、表示された メニューから「利用できる全ての手続きから探す」をクリックします。

	Wiki お困りの場合 制度固有機能		
農林水産省共通申請サービス   eMAFF 農林水産省に関する各種手続を、	~ 手続を探す Q	;	
インダーイット上で行えるサービスです。	利用できる全ての手続 から探す		
	手続をキーワード から探す		
さんのダッシュボード	関連したおすすめ手続 から探す		
通知 おすすめ手続 申請履歴・一時保存	よく利用されている手続 から探す		
未読 ~ 新着 ~ 通知日付 ~ タイトル	定期的な手続 から探す		
	手続を選択 して探す		



## 制度・手続き名に入力して検索



## ③ 飼養している<u>畜種ごとに申請手続が異なります</u>。

申請する手続の「 🔳 」ボタンをクリックします。

全 16 件中	1~16 件を表示中			(例)家きん飼養者の申請手約 ・定期報告(基本情報)	訖	
種類 ~	制度 🗸 🗸	手続	~ 申…	・ 定期報告(家きん)1~4	ł	Į
行政手続	飼養衛生管理基準:定期報 告	定期報告(豚等) 1	2024	▲手続きの   ■ 」をクリッ 	, ク 	
行政手続	飼養衛生管理基準:定期報 告	定期報告(家きん)1	2024	4 2024/04/01 2025/06/30	清 💟 (	
行政手続	飼養衛生管理基準:定期報 告	定期報告(家きん)2	2024	+ 2024/04/01 2025/06/30 未申	ā 💟 (	
行政手続	飼養衛生管理基準:定期報 告	定期報告(家きん)3	2024	4 2024/04/01 2025/06/30 未申	唐 💟 (	
行政手続	飼養衛生管理基準:定期報 告	定期報告(家きん)4	2024	+ 2024/04/01 2025/06/30 未申	ā ♥	
行政手続	飼養衛生管理基準:定期報 告	定期報告(基本情報)	2024	未申	清 💟 (	



畜種	申請手続	
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	定期報告(基本情報) 定期報告(牛等)1 定期報告(牛等)2 定期報告(牛等)3	【注意】畜種ごとに申請が必要です
豚、いのしし	定期報告(基本情報) 定期報告(豚等)1 定期報告(豚等)2 定期報告(豚等)3 定期報告(豚等)4	<ul> <li>※ 小規模飼養農家とは、</li> <li>次に定める頭羽数の飼養者をいいます</li> <li>▶ 牛・水牛・馬の場合 :1頭</li> </ul>
鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	定期報告(基本情報) 定期報告(家きん)1 定期報告(家きん)2 定期報告(家きん)3 定期報告(家きん)4	<ul> <li>▶ 鹿・めん羊・山羊・豚         <ul> <li>・いのししの場合</li> <li>:6 頭未満</li> </ul> </li> <li>▶ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥         <ul> <li>・七面鳥の場合</li> <li>:100羽未満</li> </ul> </li> </ul>
馬	定期報告(基本情報) 定期報告(馬)1	▶ だちょうの場合 :10羽未満
小規模飼養農家 ※	定期報告(馬)2 定期報告(基本情報)	



④ 定期報告(基本情報)を入力します <b>②手続の詳細</b>	-。 「申請年月日」:申請日を入力 ※2月1日以降の日付
行政手続 2024年度 飼養衛生管理基準:定期報告 定期報告(基本情報)	「提出先(地域レベル)」 :県内地域を選択
手続内容	「提出先(地域名)」 :管轄の畜産事務所を選択
基本情報	
申請年度     申請年月       2024	月日後夏
文書番号 申請ステ	೯–タス
提出先(地域レベル) 必須 Sear	(地域名) <u>必須</u> ch Q



## ⑤ 農場名、報告年月日を入力します。

#### ■ 農場名検索

「都道府県(検索用)」、「市区町村(検索用)」、「市区町村以降(検索用)」を入力すると、「農場名」の候補を絞ることができます。

都道府県	家畜保健衛生所	
Q	r	Q
畜種 Q ま R m tt N PA	市区町村	「農場名(検索用)」: 農場台帳で登録した農場名を選択
市区町村以降 農場名(検索用)		⇒農場ID等の登録情報が表示される
	[	
農場ID 🚧	都道府県	Q
家畜保健衛生所	<b>畜種</b>	Q.
「台帳初期表示」ボタンを押下すると、農場IDに紐づく台帳情報が初期表示されます。		「台帳初期表示」をクリックすると、
基本情報		<ul> <li>         ・</li></ul>
報告年月日 🞯 🗮	農場ID	「報告年月日」:申請年月日を入力



農場名			
■農場住所			曲担与师师书 (宏玄武大学
農場郵便番号	都道府県名		長物ロ岐旧報(豕宙川伯石、
市区町村名	T目·番地等		即食
٩			
■農場の連絡先 <家畜の種類及び頭羽数>			
電子メール 乳用雌牛成牛頭数	乳。	,用雌牛育成牛頭数	
	頁		頭
乳用雌牛子牛頭数 FAX	<i>肥</i>	2育牛(乳用種の雄牛及び交雑)	交維種の牛を除く。)成牛(肥育後期の牛)頭数
肥育牛(乳用種の雌牛及び交雑種の牛を		2音牛(乳用種の雄牛及び交雑)	<sup>選擇の生態(1) 直広生態)</sup> <sup>Z J</sup> Z <sup> J</sup> Z <sup> J</sup> Z <sup> J</sup> Z <sup> J</sup> Z 月 1 日時点の家畜の
	頭		◎
肥育牛(乳用種の雌牛及び交雑種の牛を	除く。)子牛頭数肥	記育牛(乳用種の雄牛及び交雑)	
	頭		頭
肥育牛(乳用種の雌牛及び交雑種の牛に	限る。)肥育前期の牛頭数 肥	2育牛(乳用種の雄牛及び交雑)	交維種の牛に限る。)育成牛頭数
肥音牛(乳用種の雌牛及び交雑種の牛に	現 現 (1) ת (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	田繁殖牛成牛(雄)頭数	
	頭		頭
肉用繁殖牛成牛(雌)頭数	肉	用繁殖牛育成牛頭数	
	頭		頭
肉用繁殖牛子牛頭数	シー	阿爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾爾	
<b>敏</b> 际暗 痰 <del>内</del> 咳 西 世	頭	列豚音成豚頭数	與
998 / EU31999 (30 - 50 - 7	頭		現
肥育豚(子豚を除く。)頭数	귀	豚頭数	
	頭		頭
採卵鶏成鶏羽数	採	卵鶏育成鶏羽数	
	羽	5百米h	EK
	נפא	Jan ZA	99



### ⑥ 「申請」ボタンをクリックします。

■ 申請入力は以上となります。必須項目の入力漏れがないことを確認し、画面下部の「申請」ボタンを押下します。

#### ■ 閲覧設定

・構成員区分が「一般」の構成員にも閲覧を可能にする



有効にした場合、構成員区分が「一般」の構成員でもこの申請の閲覧・編集・一時保存ができますが、申請はできません。 無効にした場合、閲覧できません。



# ⑦ 家畜ごとの定期報告(牛等)、(豚等)、(家きん)、(馬)の申請は、 ②~⑤の手順で入力し、飼養衛生管理基準の実施状況を入力してください

報告年月日 🔯	畜種(詳細) 🔯		
		Q	
<ul> <li>2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (3)鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合</li> <li>※記載方法</li> <li>・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。</li> <li>・1から35までの各項目の設問にあった時での結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。</li> </ul>			報告年月日、 畜種(詳細)を入力
・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。			
~ I 家畜防疫に関する基本的事項			
<ul> <li>I 家畜防疫に関する基本的事項</li> <li>1 家さんの所有者の責務</li> <li>1 - 1 関係法令を遵守している。</li> <li>回答 ●●</li> <li>はい いいえ</li> <li>(関係法令の例)</li> <li>・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣</li> <li>・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び</li> </ul>	前回の点検結果 しはい しいいえ 医師法 、・悪臭防止法 び安全性の確保等に関する法律		設問ごとに選択 ○はい ○いいえ ○該当しない
1-2 農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の畜産関係者と	協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。		
回答 ፼ はい ○ いいえ	前回の点検結果 <ul> <li>はい</li> <li>いいえ</li> </ul>		
〈協力者の例〉 ・地域の他の家きんの所有者(飼養衛生管理者) ・都道府県 ・市町村 ・関係	团体 ·地域自衛防疫団体		

⑧ 「申請」ボタンをクリックします。

⇒畜種ごとに必要な申請を繰り返してください。

■ 申請入力は以上となります。続きの項目は、申請「定期報告(家きん) 2 」で入力してください。

#### 閲覧設定

・構成員区分が「一般」の構成員にも閲覧を可能にする



有効にした場合、構成員区分が「一般」の構成員でもこの申請の閲覧・編集・一時保存ができますが、申請はできません。 無効にした場合、閲覧できません。

